

防衛装備移転三原則・運用指針の見直しの概要

- 昨年末に策定された**国家安全保障戦略**や与党WTで合意された**政府への提言**を踏まえ、**防衛装備移転三原則（閣議決定）・運用指針（国家安全保障会議決定）を見直す。**

主な論点

三原則
※ 3つの原則
そのものは維持

国際共同
開発・生産

ライセンス
生産品の提供

修理等の役務

部品の移転

5 類型

被侵略国への
非武器支援

厳格審査

審議プロセス

主な改正事項

国家安全保障戦略を踏まえ改正（防衛装備移転の意義の追加、安全保障環境認識のアップデート等）。
運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて改正する旨を明記。

パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転を可能に。

米国由来以外も含むライセンス生産品（完成品を含む）をライセンス元国へ提供可能に。
ただし、自衛隊法上の武器に該当する場合、ライセンス元からの更なる提供については、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。

米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に。

「部品」の定義を明確化(※)した上で、安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に。
※「完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」

本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることの明確化。

侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に。
※現在の規定：国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転

自衛隊法上の武器の移転や第三国移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点を拡充。

自衛隊法上の武器の直接移転や第三国移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本。
※初めて移転する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議

国際共同開発・生産におけるパートナー国以外の第三国への移転

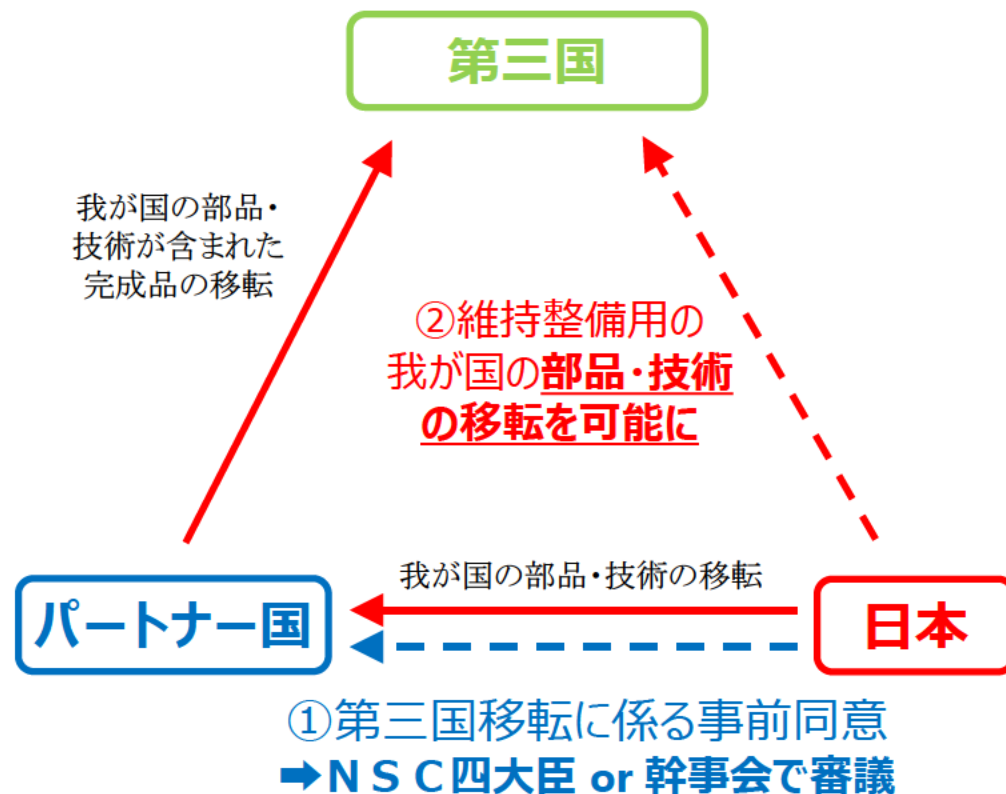
○現在は、パートナー国との国際共同開発・生産と、パートナー国からの第三国移転は可能。

●国際共同開発・生産におけるパートナー国からの**第三国移転を円滑に進める観点**から、

①パートナー国からの第三国移転に関する**事前同意の手続を運用指針で明確化**。

②パートナー国が完成品を移転した第三国に対し、**我が国から補用品（部品）や技術の直接移転を可能に**。

＜パートナー国からの第三国移転のイメージ＞

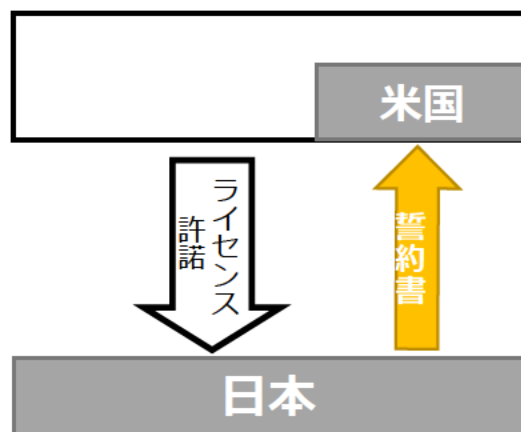


ライセンス生産品の提供

○現行の運用指針においては、米国からのライセンス生産品に係る部品のみが移転可能。

- 米国以外の国からのライセンス生産品も、また、部品に加え完成品も、ライセンスバックを可能に。
- ただし、自衛隊法上の武器に該当するライセンス生産品をライセンス元国以外の国に更に提供する場合は、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は不可とする。

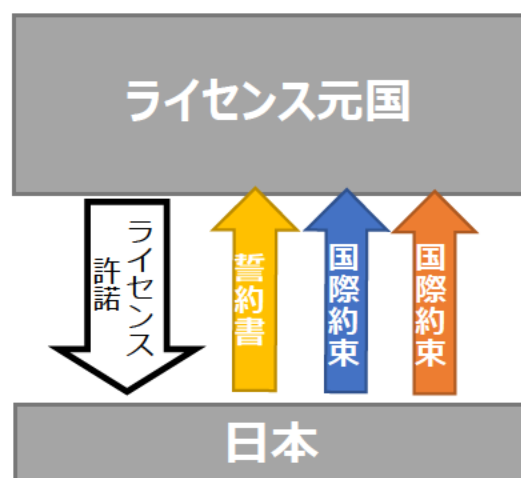
現行制度



米国による輸出管理制度に基づく許可を受けた国

※ライセンス元国の要請があれば、我が国から第三国に輸送。

改正



ライセンス元国による輸出管理制度に基づく許可を受けた国
(※) 完成品については、上記に加え、我が国が厳格審査の上で同意した国

※ライセンス元国の要請があれば、我が国から第三国に輸送。

→ 部品・技術

→ 自衛隊法上の非武器
(完成品)

→ 自衛隊法上の武器
(完成品)

修理等の役務の提供

- 現行の運用指針においては、民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定。
- 同志国等によるインド太平洋地域への関与や豪英との円滑化協定（RAA）の締結による相互訪問円滑化等により、修理役務の提供ニーズが増加していることから、**米国以外の外国軍隊に対しても修理等の役務提供を可能に。**

<同志国等によるインド太平洋地域への関与>

① 艦艇・航空機等の インド太平洋地域への展開

英空母打撃群のインド太平洋地域への派遣
(2021年8～9月)



② 我が国周辺における 共同訓練・演習の機会

日豪共同訓練@小松基地
(2023年8月～9月)



部品の移転

○部品であっても、国際共同開発・生産及び米国ライセンス生産品を除き、基本的に5類型に該当しない限り、移転はできない。

- 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対しては、**部品については、総じて移転可能に。**
- その際、防衛装備移転三原則上の**部品の定義を明確化。**

<改正案における部品の定義>

部品

「**完成品の一部として組み込まれているものをいう。**
ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」

自衛隊法上の武器

「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう(なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、**部品を除く。**)。」

<部品と完成品のイメージ>



- エンジン
- 主翼
- ➔ **部品**

- バルカン砲
- ミサイル
- ➔ **完成品**

5 類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力）

- 5 類型に必要な武器が移転可能か否かは、具体案件がなかったこともあり、必ずしも明確ではなかった。
- 現在の厳しく複雑な安全保障環境において、安全保障上の意義が高い防衛装備移転を幅広い分野で円滑に行うという観点から、**以下の整理を明確化。**
 - ① 5 類型に係る**本来業務を実施する上で必要な自衛隊法上の武器の搭載**は、**5 類型として移転を認め得る。**
 - ② 5 類型に係る本来業務を実施する運用環境によっては、**自己防護のための自衛隊法上の武器を搭載**することも想定され得るが、こうしたケースも**5 類型に係る協力の範囲内として、移転を認め得る。**

< 5 類型として移転可能な自衛隊法上の武器のイメージ >

① 本来業務の実施に必要な武器の例

「あわじ」型掃海艦【掃海】



② 自己防護のための武器の例

輸送艦「おおすみ」【輸送】



※あくまでも我が国における運用を踏まえたイメージであり、実際の移転に際しては、移転先国との間で装備品全体を含めた用途・目的を確認した上で、移転の可否を判断する必要がある。

侵略等を受けた国に対する自衛隊法上の武器に該当しない装備品の支援

- 現在のウクライナ向け規定について、
- ・自衛隊法第116条の3に限らず、自衛隊法上の**武器に該当しない装備品**であれば、**総じて移転可能に**。
- ・**幅広い国を支援**できるよう、**国家安全保障戦略を踏まえ一般化**。

	現行	改正後
対象	国際法違反の侵略を受けている ウクライナ	国際法に違反する侵略や武力の行使 又は武力による威嚇を受けている国
提供手段	自衛隊法第116条の3の規定 (※) に基づく装備品等 ※●自衛隊不用品の無償・低額譲渡 ●開発途上国に限定 ●武器・弾薬は対象外 ● 有償での移転は対象外	自衛隊法上の武器に該当しない装備品 ●自衛隊法第116条の3も引き続き可能 ●開発途上国以外も含め有償による新品の移転も可能

<これまでにウクライナに対して支援した「防衛装備」>



防弾チョッキ



防護衣



防護マスク



1/2tトラック



高機動車



資材運搬車

厳格審査

- 自衛隊法上の武器の移転や第三国移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点に以下を追加。
 - ア) 自衛隊法上の武器は、移転先において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否か考慮
 - イ) 第三国移転に係る事前同意の視点は、相手国における安全保障上の意義を考慮しつつ、我が国からの直接移転と同様の2つの視点を複合的に考慮して、同意の可否を判断

【原則1】移転を禁止する場合

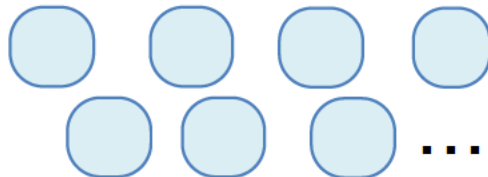
- ① 国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国）

【原則2】移転を認め得る場合

- 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
- 国際共同開発・生産の実施
- 安全保障・防衛分野における協力の強化
装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保
の観点から我が国の安全保障に資する場合 等

我が国の安全保障の観点等から積極的な意義がある場合に限る

※運用指針で、移転を認め得る案件を限定列挙



【原則2】厳格審査

○視点1：仕向先及び最終需要者の適切性

- 仕向先の適切性：国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障に与えている影響 等
- ➔ **ア) 自衛隊法上の武器の移転に係る考慮要素を追記**
- 最終需要者の適切性：防衛装備の使用状況、適正管理の確実性 等

○視点2：当該移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

移転される防衛装備の性質／技術的機微性／用途／数量／形態 等

➔ **イ) 第三国移転に係る事前同意の視点を追加**

【原則3】目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

同様の類型が過去に無い場合

特に慎重な検討を要するとき

➔ **案件公表**

幹事会審議

四大臣審議

移転を認める

審議プロセス

- 自衛隊法上の武器の移転（第三国移転に係る事前同意含む）に係る審議プロセスを、より厳格化。

